

宇都宮市「全天候型子どもの活動の場」の遊具等設置業務委託 に係る企画提案実施要領

1 趣旨

近年の猛暑日の増加や豪雨などの気候の変化や、自由に遊ぶことができる公園の減少など、子どもたちが安心、安全に屋外で遊ぶ環境が変化しており、子どもやその保護者などから新たな活動の場を求めるニーズと人気が高まっている。

そのような中、本市の小学生を対象としたニーズ調査では、身近な場所にほしい施設として、半数超が屋内の遊び場と回答していることに加え、現在、ゆうあいひろばにおいては年間約9万人の方に利用されているほか、休日などは定員の90%を超える高い稼働率が続いている。

このことから、本市では、子どもの健全育成や更なる子育て環境の充実を図るため、田原コミュニティプラザを改修し、「全天候型子どもの活動の場」の整備を行う予定であり、その実施にあたっては、豊富な経験やノウハウ等を活用した、民間事業者の創意工夫や幅広いアイデアによる提案を求めることで、優れた成果を期待できることから、公募型プロポーザルにより、委託事業者を決定することとする。

本実施要領は、宇都宮市「全天候型子どもの活動の場」の遊具等設置業務の業務委託事業者を選定するための必要事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

宇都宮市「全天候型子どもの活動の場」の遊具等設置業務

(2) 業務場所

田原コミュニティプラザ 宇都宮市上田原町1番地

(3) 業務範囲及び仕様

本業務の範囲及び仕様は、別紙、宇都宮市「全天候型子どもの活動の場」の遊具等設置業務委託仕様書によるものとする。

(4) 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

ただし、本業務は予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本業務についての実施の効力を失う場合がある。

3 提案上限額

165,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すための参考として示すものであり、この提案上限額を超えて提案書が提出された場合は失格とし、提案内容の評価は行わない。

4 選定方法

地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公

募型プロポーザル方式により、本件にかかるプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

5 公募方法

宇都宮市ホームページ(<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>)に実施要領、参加申請書等を掲載し、提案を公募する。

6 参加者の要件

プロポーザル審査に参加する者は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宇都宮市の令和7～10年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）に登録されている者、または、令和8年5月1日までに登録が完了する見込みの者（4月5日までに名簿登録申請）
- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (5) 本業務の同種・類似業務について実績を有すること。（件数及び規模は問わない。）

7 参加手続等

(1) 参加申請

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり、「参加申請書」を提出しなければならない。なお、施設見学については、本市が設定した日程・時間の範囲内で調整の上、応募者毎に実施する。

ア 提出書類

参加申請書（様式1）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

宇都宮市子ども部子ども政策課企画調整グループへ持参または書留郵便にて送付すること。

(2) 資料の提供

参加申請書を提出した者には、施設建設時の建築工事設計図を提供する。

(3) 質問及び回答

質問については、「質問書」を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するもの

に限り、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。
なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

ア 提出書類 質問書（様式2）

イ 提出期限 令和8年3月27日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出場所 宇都宮市子ども部子ども政策課企画調整グループ

E-mail : u1806@city.utsunomiya.tochigi.jp

エ 提出方法 電子メールにより送信することとし、複数回にならないよう、まとめて提出すること。電子メール以外の方法による提出は認めない。
また、電子メールを送信したことを電話にて連絡すること。

オ 回答方法 質問に対する回答は、令和8年4月6日（月）までに、全ての参加者（参加申請書に記載された連絡先）に、電子メールにて回答する。

8 スケジュール（予定）

内 容	日 時
公募の開始	令和8年3月11日（水）
参加申請書提出期限	令和8年3月19日（木）
施設見学	令和8年3月23日（月）
	令和8年3月24日（火）
質問書の提出期限	令和8年3月27日（金）
質問書に対する回答予定日	令和8年4月6日（月）
企画提案書と参考見積書の提出期限	令和8年4月20日（月）
提案に係るプレゼンテーション	令和8年4月23日（木）
審査結果の通知	令和8年5月中旬
契約内容の協議	令和8年5月中旬～6月中旬
契約・業務開始	令和8年6月中旬
プレオープン	令和9年3月中旬
完成・引き渡し	令和9年3月下旬

9 プロポーザル審査に係る事務を担当する部局の名称

宇都宮市子ども部子ども政策課企画調整グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

電話：028-632-2694 FAX：028-638-8941

E-mail : u1806@city.utsunomiya.tochigi.jp

10 企画提案書作成要領

(1) 提出書類「提案関係書類」

仕様書及び特記仕様書の記載内容を踏まえ、以下様式により提案すること。

様式	名称
3-1	提案書 ※A3 横向きで概ね3～4枚程度
3-2	設計者に関する確認調書
3-3	施工者に関する確認調書
3-4	その他の実績概要書
3-5	全体平面図，全体及びエリアパース図
3-6	導入する遊具一覧表
3-7	遊具説明
3-8	価格提案書
3-9	事業工程表
3-10	地域経済貢献度

(2) 提出部数

各様式とも書面を10部と電子データをメールまたはデータ CD で提出すること。
提出に使用するデータ形式は Microsoft Word, Powerpoint, Adobe PDF のいずれかとする。

(3) 提出期限

令和8年4月20日（月）午後5時必着（締切厳守）

(4) 提出方法

以下の提出先に、郵送または持参により提出することとし、郵送の場合には必ず簡易書留等の配達記録が証明できる方法で送付すること。

【提出先】

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市子ども部子ども政策課企画調整グループ（宇都宮市役所2階）

(5) 疑義の照会

提案関係書類の内容については、後日、本市から疑義照会等を行うことがある。

(6) 提案のための費用負担

提案に係る費用（企画提案書等の作成に要する費用，旅費など）は、全て提案者の負担とする。

(7) 提案関係書類の提出辞退

提案の辞退を希望する場合は、提案関係書類の提出期限までに辞退届を書面にて提出すること。なお、辞退は自由にでき、辞退による不利益は生じない。

(8) その他

ア 「提案書」の構成

「12 評価の観点」の(1)～(3)の項目毎に作成すること。

なお、提案書に記載する文章などは、専門的知識を有しない者であっても理解し易いものとする。

イ 提案関係書類の取り扱い

- 提案書等の提出後、内容の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書等

の差し替え，変更又は取り消しを認めたときは，この限りではない。

- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。
- ・ 提案関係書類に虚偽の記載をした場合には，当該書類を無効とする。

ウ 提案関係書類の公開等

- ・ 提案書等は，宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため，情報公開請求により公開する場合がある。そのため，技術情報等，公開されることにより提案者が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

1 1 審査（プレゼンテーション）

(1) 日時及び場所

令和8年4月23日（木）の指定する時間

※ 時間及び場所は別途指定し参加者に直接連絡する。

(2) 説明時間等

1者あたり持ち時間30分程度（説明20分，質疑応答10分）とする。

(3) 説明者

本業務遂行時の主務及び実務担当予定者（3名程度）

(4) 説明資料等

提案書の説明に使用するパソコンは，提案者の機器（HDMI接続が可能なもの）を使用すること。なおプロジェクター，スクリーンは本市が用意する。

1 2 評価の観点

評価については，以下の観点により総合的に行う。

(1) 当該業務の実施体制・実績

- ア 業務を円滑に実施できる組織体制，人員体制
- イ 同類事業の業務実績

(2) 実施方針

- ア 本市の意向の反映

(3) 提案内容

- ア 遊具のコンセプトとエリア構成（種類，配置，数）
- イ 遊具の維持，メンテナンス
- ウ 安全性
- エ 効率的な動線に基づく什器の配置
- オ 郷土愛の醸成及び施設全体の一体的なデザイン

(4) プレゼンテーション

(5) 見積価格

(6) 地域経済貢献度

市外業者（市内に本社，本店，支店，営業所等を有しない者）であって，業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは，できる限り市内に本社を有する業者（以下，「市内業者」という。）から選定するよう努めること。市内業者に発注するときは，業務の内容及び見積金額における市内業者への発注金額の割合等を企画提案内容に記

入すること。

1 3 審査方法

- (1) 審査は、審査委員会にて、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに審査して評点付けを行う。合計点数の最高得点を得た者を業務受託候補者とする。
- (2) 審査結果は、提案者全員に令和8年5月中旬に書面にて通知する。
- (3) 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して、7日（ただし、本市の閉庁日を含まない。）以内の、各日午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参のうえ、書面で申請するものとする。なお、これに対する回答は、後日、文書により行う。
- (4) 審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

1 4 契約内容の協議

業務受託候補者の決定後、設計内容・業務工程等の詳細について本市と業務受託候補者との間で協議・調整し確定した後に、プレゼンテーション審査提示時の価格の範囲内で一者随意契約による見積徴取を行うものとする。

1 5 失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とし、審査を行わないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- (3) 提案プレゼンテーションに参加しない者
- (4) 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- (5) その他「実施要領」の諸条件に違反した者

1 6 その他

この要領は、令和8年3月11日（水）から適用し、契約を締結した日の翌日にその効力を失う。